

41. 100. 03

商標の使用又は商標の使用の意思

を確認するための審査に関する運用について

願書に記載された指定商品又は指定役務について、商標の使用及び使用の意思があることに「合理的な疑義がある場合」は、商第3条第1項柱書の要件を満たさないと判断する（商標審査基準第1二、2.（3）参照）。

ただし、個別の商標をいかなる商品又は役務に使用するかを願書の記載を通じて判断することは、現実的には困難といわざるを得ない。このため具体的な商標の使用又は使用意思の確認については、商標の使用の前提となる指定商品又は指定役務に係る自己の業務の確認を通じて行うこととする（商標審査基準第1二、3.（2）参照）。

1. 商第3条第1項柱書の適用について

願書に記載された指定商品又は指定役務が次の（1）又は（2）に該当するときは、原則として、商標の使用及び使用の意思があるかについて合理的な疑義があるものとして、商第3条第1項柱書により登録を受けることができる商標に該当しない旨の拒絶理由の通知を行い、出願人の業務を通じて、商標の使用又は使用の意思を確認する。

ただし、出願当初から商標の使用又は使用意思に関する証明書類等が提出された場合を除く。

(1) 小売等役務について

商標審査基準第1二、2.（3）

(ア) 第2条第2項に規定する役務（以下「小売等役務」という。）について

- ① 「衣料品、飲食料品及び生活用品に係る各種商品を一括して取り扱う小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供」（以下、「総合小売等役務」という。）に該当する役務を個人（自然人をいう。）が指定してきた場合。
- ② 総合小売等役務に該当する役務を法人が指定した場合であって、「自己の業務に係る商品又は役務について使用」をするものであるか否かについて職権で調査を行っても、出願人が総合小売等役務を行っているとは認められない場合。
- ③ 類似の関係にない複数の小売等役務を指定してきた場合。

【取扱い】

小売等役務については、取扱商品の類似群は考慮しない。例えば、「自動車の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供 35 K 0 4 (1 2 A 0 5)」の場合、類似群の数は2であるが、1 2 A 0 5は取扱商品の類似群であるため、1の類似群として取り扱う。

(説明)

①及び②は、総合小売等役務に関するものである。総合小売等役務は、百貨店、総合スーパー、総合商社等の事業所が提供する役務であるところ、このような小売等役務について個人（自然人）が商標の使用の前提となる業務を行っているとは通常考え難い。しかも、たとえ法人の場合でも、総合小売等役務は、取扱商品が衣食住の広範囲に及ぶなど総合小売等役務以外の小売等役務（以下、「特定小売等役務」という。）と異なる特徴があるため、誰もが登録を欲してその役務を指定した出願を行うとの懸念がある。このため、総合小売等役務を指定した商標登録出願については、①又は②に該当する場合、商標の使用及び使用の意思に合理的疑義があるものとして、その指定役務に係る業務の確認を行うこととしたものである。

また、③は、主に特定小売等役務に関するものである。「類似商品・役務審査基準」は、各事業者を業態に応じて分類している日本標準産業分類に応じて類似の小売等役務の範囲を定めているところであり、複数の類似群にわたる異なる小売等役務を同一事業者が行うことが一般的とは考え難い。このため、同一の事業者によって、類似する小売等役務の分野を超えて複数の類似群に属する小売等役務を指定した場合は、商標の使用及び使用の意思に合理的疑義があるものとし、その指定役務に係る業務の確認を行うこととしたものである。指定された小売等役務が複数の類似群に属するか否かの判断は、原則として、「類似商品・役務審査基準」において例示されている小売等役務に係る類似群コード（35 K 0 1～35 K 9 9）に基づくものとする。

(2) 商品・役務の全般について**商標審査基準第1二、2. (3)****(イ) (ア)を除く商品・役務の全般について**

1区分内での商品又は役務の指定が広い範囲に及んでいる場合。

【取扱い】

原則として、1区分内において、23以上の類似群コード（以下「類似群」という。）にわたる商品又は役務を指定している場合には、商品又は役務の指定が広い範囲に及んでいるため、指定商品又は指定役務について商標の使用及び使用の意思があることに疑義があるものとして、

商標の使用又は使用の意思の確認を行う。

ただし、類似商品・役務審査基準に掲載されている商品又は役務のうち、23以上の類似群が付与されている商品又は役務を指定している場合、その商品又は役務が属する区分において、その付与されている類似群数を超えない範囲で商品又は役務を指定しているときにはこの限りでない。¹

(参考)

商標の使用又は使用意思に関する証明書類等の提出に関しては、商標登録願と同時に提出する場合は、当該証明書類等は紙による場合が多いため、基本的には、手続補足書による手続となる。

(例) (手続補足書の様式抜粋)

【提出物件の目録】

【物件名】 商標の使用又は使用意思に関する証明書類等 1

(3) 類似群の数え方 [例：国際分類第11-2018版]

(ア) 小売等役務について

① 小売等役務の類似群(35K01～35K99)を有する指定役務が複数ある場合

この例では、類似の関係にない複数の小売等役務が指定されているので、商第3条第1項柱書の要件を満たさないと判断する(小売等役務の取扱商品の類似群はカウントしない。)

カウント	類似群	区分	指定商品(指定役務)
1	35K04 (12A05)	35	自動車の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供
2	35K05 (12A06)	35	二輪自動車の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供
計2 (小売2)			

② 小売等役務の類似群(35K01～35K99)を有する指定役務が複数あり、重複する類似群がある場合

¹ 商品・サービス国際分類表に掲載されている商品又は役務についても、同様の取扱いとする。なお、平成30年4月時点においては1商品・役務当たり付与されている最大類似群数は22個(11類「乾燥装置」)であるため、「ただし書」の規定に該当する商品・役務は存在しないが、今後の類似商品・役務審査基準の改訂により23個以上付与される商品・役務が出現した場合、この規定に該当することとなる。

同じ類似群は重複カウントしない（例外については④参照）。この場合は合計1となるため、商第3条第1項柱書の要件を満たすと判断する。

カウント	類似群	区分	指定商品(指定役務)
1	35K03 (30A01)	35	菓子及びパンの小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供
—	35K03 (29C01)	35	清涼飲料及び果実飲料の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供
計1 (小売1)			

③ 「その他の小売等役務」の類似群(35K99)を有する指定役務が複数あり、相互に類似する場合

「その他の小売等役務」の類似群(35K99)が複数ある場合、相互に類似するものであれば重複カウントしない。この例では、「治療用機械器具の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供」と「手術用機械器具の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供」は相互に類似するものであるため、合計1となり、商第3条第1項柱書の要件を満たすと判断する。

カウント	類似群	区分	指定商品(指定役務)
1	35K99 (10D01)	35	治療用機械器具の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供
—	35K99 (10D01)	35	手術用機械器具の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供
計1 (小売1)			

④ 「その他の小売等役務」の類似群(35K99)を有する役務が複数あり、相互に類似しない場合

相互に類似しない「その他の小売等役務」であれば重複カウントする。この例では、「ヨットの小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供」と「グライダーの小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供」は相互に類似しないものであるため、合計2となり、商第3条第1項柱書の要件を満たさないと判断する。

カウント	類似群	区分	指定商品(指定役務)
1	35K99 (12A01)	35	ヨットの小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供
2	35K99 (12A02)	35	グライダーの小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供
計2 (小売2)			

⑤ 小売等役務の類似群(35K01～35K99)を複数有する役務の場合

小売等役務の類似群(35K01～35K99)を複数有する場合であっても、小売等役務の取扱商品の表示が、他に適当な表示がない場合においては、商第3条第1項柱書の要件を満たすと判断する。

	類似群	区分	指定商品(指定役務)
1	35K02 35K20 21A02 21B01 21D01	35	宝飾品の小売又は卸売の業務において行なわれ顧客に対する便益の提供
計1 (小売1)			

(イ) 小売等役務及び第35類のその他の役務について

⑥ 第35類において、小売等役務の類似群(35K01～35K99)を有する役務と、第35類のその他の役務が指定されている場合

(例1)

小売等役務の類似群が一つ含まれている場合も他の類似群と同様にカウントする。ただし、小売等役務の取扱商品の類似群(この場合21C01)はカウントしない。この例では合計23となるため、商第3条第1項柱書の要件を満たさないと判断する。

4 1 . 1 0 0 . 0 3

カウント	類似群	区分	指定商品(指定役務)
1	35K02 (21C01)	35	かばん類及び袋物の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供
2	35A01	35	広告
3	35A02	35	トレーディングスタンプの発行
4	35J01	35	事業の診断又は助言
21	42G02	35	求人情報の提供
22	35E01	35	競売の運営
23	35F01	35	輸出入に関する事務の代行又は代理
計23			

(例2)

第35類において類似群が22以下であっても、その中に類似の関係にない小売等役務が複数ある場合には商第3条第1項柱書の要件を満たさないと判断する(ただし、商第3条第1項柱書の要件を満たさないと判断されるのは小売等役務についてのみ。)

カウント	類似群	区分	指定商品(指定役務)
1	35K13 (26A01)	35	印刷物の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供
2	35K15 (24E01) (24E02)	35	楽器及びレコードの小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供
—	35A01	35	広告
—	35B01	35	市場調査
計4 (小売2)			

(例3)

類似の関係のない小売等役務が複数あり、第35類において23以上の類似群を有する場合には商第3条第1項柱書の要件を満たさないと判断する。

カウント	類似群	区分	指定商品(指定役務)
1	35K13 (26A01)	35	印刷物の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供
2	35K15 (24E01) (24E02)	35	楽器及びレコードの小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供
3	35A01	35	広告
19	35J01	35	複写機の貸与
20	35J02	35	複写機の貸与
21	42G02	35	求人情報の提供
22	42G04	35	新聞記事情報の提供
23	42X07	35	自動販売機の貸与
計23 (小売2)			

(ウ) 商品・役務の全般について

⑦ 一区分内に、一の類似群を有する指定商品(指定役務)が23以上あり、重複する類似群がある場合

同じ類似群は重複カウントしない(例外については⑨参照)。この例では合計22となり、商第3条第1項柱書の要件を満たすと判断する。

カウント	類似群	区分	指定商品(指定役務)
1	06A01	06	鉄及び鋼
2	06A02	06	非鉄金属及びその合金
3	06B01	06	金属鉱石
4	07A04	06	金属製組立てセット
20	09G60	06	金属製液化ガス貯蔵槽
—	09G60	06	金属製ガス貯蔵槽
21	12A01	06	いかり
22	12A74	06	金属製輸送用コンテナ
計22			

⑧ 一区分内に、同じ「その他の類似群コード」(40H99 等)を有するものが複数あり、相互に類似する場合

同じ「その他の類似群コード」を有する商品(役務)が複数ある場合、相互に類似するものであれば重複カウントしない。この例では「鍵の切削加工」と「鍵の複製加工」は相互に類似する役務であるため、合計22となり、商第3条第1項柱書の要件を満たすと判断する。

カウント	類似群	区分	指定商品(指定役務)
1	40C01	40	金属の加工
2	40C02	40	ゴムの加工
3	40C03	40	セラミックの加工
4	40C04	40	木材の加工
5	40C05	40	紙の加工
21	40C06	40	石材の加工
22	<u>40H99</u>	40	<u>鍵の切削加工</u>
—	<u>40H99</u>	40	<u>鍵の複製加工</u>
計22			

⑨ 一区分内に、同じ「その他の類似群コード」(40H99 等)を有するものが複数あり、相互に類似しない場合

相互に類似しない「その他の類似群コード」であれば重複カウントする。この例では「鍵の加工」と「ガラスの加工」は相互に類似しない役務であるため、合計23となり、商第3条第1項柱書の要件を満たさないと判断する。

カウント	類似群	区分	指定商品(指定役務)
1	37G06	40	除染
2	40A01	40	耐火加工
3	40B01	40	裁縫
4	40C01	40	金属の加工
5	40C02	40	ゴムの加工
6	40C03	40	セラミックの加工
7	40C04	40	木材の加工
20	40C05	40	紙の加工
21	40C06	40	石材の加工
22	<u>40H99</u>	40	<u>鍵の加工</u>
23	<u>40H99</u>	40	<u>ガラスの加工</u>
計23			

2. 商標の使用又は使用の意思の確認をするための書類について

(1) 商標の使用又は使用の意思の確認について

上記1. による拒絶理由の通知をした場合、商標の使用又は使用意思に関する証明書類等は、意見書等で提出することが求められる。

商標の使用の事実等の確認において、「自己の業務に係る商品又は役務について使用」をするものであることを明らかにするために、出願人は、少なくとも、類似群ごとに（小売等役務については、当該役務に係る類似群ごと）、指定商品又は指定役務に係る業務を出願人が行っているか又は行う予定があることを明らかにする必要がある。

なお、商標の使用に関する証明書類等とともに意見書等の提出があったものの、依然として出願人の商標の使用及び使用の意思に疑義がある指定商品又は指定役務が残っている場合には、出願人に対して疑義が残る指定商品又は指定役務を通知し、証明書類の追加提出を求めることとする。

(2) 商標の使用を確認するための書類について

具体的には、次の書類によって証明される。

(商標審査基準第1二、3.)

(3) 業務を行っていることの確認について

(ア) 総合小売等役務に属する小売等役務を行っているか否かは、次の事実を考慮して総合的に判断する。

- ① 小売業又は卸売業を行っていること。
- ② その小売等役務の取扱商品の品目が、衣料品、飲食料品及び生活用品の各範疇にわたる商品を一括して1事業所で扱っていること。
- ③ 衣料品、飲食料品及び生活用品の各範疇のいずれもが総売上高の10%～70%程度の範囲内であること。

(イ) 指定商品又は指定役務に係る業務を出願人等が行っていることは、例えば、次の方法により確認する。

- ① 出願人等の取扱商品が記載されたカタログ、ちらし等の印刷物
- ② 出願人等が運営する店舗及び取扱商品が分かる店内の写真
- ③ 出願人等の取扱商品が分かる取引書類（注文伝票、納品書、請求書、領収書等）
- ④ 出願人等の業務内容、取扱商品が紹介されている新聞、雑誌、インターネット等の記事
- ⑤ （総合小売等役務の場合）小売等役務に係る商品の売上が判る資料

上記商標審査基準抜粋中の(ア)及び(イ)は、商標の使用の前提となる指定商品

又は指定役務に係る業務を行っていることを証明する証拠方法を示したものであり、いずれも例示である。

総合小売等役務に係る業務を行っていることは、例えば、上記(イ)①から⑤の証拠方法により、(ア)①から③の事実を明らかにすることで総合的に証明される。

特定小売等役務に係る業務を行っていることは、例えば、上記(イ)①から⑤の証拠方法により総合的に証明される。

なお、(ア)③総合小売等役務における「いずれもが総売上高の10%～70%程度の範囲内であること」を証する資料については、商第3条第1項柱書の審査が商標の使用の蓋然性を確認するものであることを踏まえ、他の資料によって、衣料品、飲食料品及び生活用品の各種商品を多数取り扱っており、出願人が百貨店や総合スーパー等の事業者であることが明らかな場合は、当該資料がなくても弾力的に認定し得るものとする。ただし、他の資料によって、衣料品、飲食料品及び生活用品の各種商品の取り扱いに大きな差があるような場合においては、その比率が重要となる点に留意することとする。

(注) 「10%～70%程度の範囲内」については、経済産業省の商業統計調査における業態分類の百貨店、総合スーパーの定義に基づいたものである。同統計においては、「百貨店、総合スーパー」の条件として「衣、食、住にわたる各種商品を小売し、そのいずれも小売販売額の10%以上70%未満の範囲内にある事業所」であることをあげている。

(3) 商標の使用の意思を確認するための書類について
(商標審査基準第1二、3.)

(4) 業務を行う予定があることの確認について

(ア) 出願人等が出願後3～4年以内（登録後3年に相当する時期まで）に商標の使用を開始する意思がある場合に、指定商品又は指定役務に係る業務を出願人等が行う予定があると判断する。

(イ) 指定商品又は指定役務に係る業務を出願人等が行う予定があることの確認のためには、商標の使用の意思を明記した文書及び予定している業務の準備状況を示す書類の提出を求める。

なお、商標の使用の意思が明確でない場合や当該予定している業務の準備状況に疑義がある場合には、必要に応じその事業の実施や計画を裏付ける書類の提出を求める。

商標の使用の意思を明記した文書は、例えば（別紙1、2）、また、準備状況を示す書類は、例えば（別紙3）のとおりとし、手続補足書、物件提出

書等により提出する。

なお、商標の使用の意思が明確でない場合や当該事業予定に疑義がある場合には、必要に応じその事業の実施や計画を裏付ける書類の提出を求めているところ、これらは商第72条第1項の規定により閲覧等が可能であることを踏まえ、準備状況が裏付けられる範囲で、その他不要な部分をマスキング等することを認める。

(4) 同一出願人による「商標の使用又は使用意思に関する証明書类等」の提出の省略について

① 証明書类等の提出の省略及びその可否について

同一出願人が先にした他の出願において、「商標の使用又は使用意思に関する証明書类等」を提出している場合、その出願番号と書類名等を意見書に記載することにより、指定商品又は指定役務に係る業務を行っていることを証明するための書類又は商標の使用の意思を明記した文書及び予定している業務の準備状況を示す書類（事業予定）の提出を省略することができる。

なお、同一の指定商品又は指定役務だけでなく、同一類似群内の他の指定商品又は指定役務について業務が証明されていたときも、援用する出願番号と書類名等を意見書に記載することにより、その提出を省略することができる。

この場合、審査官は、当該先の出願において提出された書類によって、指定商品又は指定役務に係る業務を出願人が行っているか又は行う予定があることの確認を行う。ただし、当該資料によっては、出願人が指定商品又は指定役務に係る業務を行っていること又は出願後3～4年以内（登録後3年に相当する時期）までに商標の使用及び商標の使用の意思があることに合理的な疑義がある場合は、あらためて確認を行う。また、後に出願する商標登録願において、出願当初からその旨を記載してきたときも同様とする。なお、その旨の願書への記載は、例えば、以下のとおりとする。

(例) (商標登録願の記載例)

以下のとおり、願書中に「【その他】」欄を設けて、「商標の使用又は使用意思に関する証明書类等」の文字及びそれが提出された「出願番号」と「書類名及びその提出日」を記載する。

<p>【その他】 商標の使用又は使用意思に関する証明書类等 商願2017-〇〇〇〇〇〇 意見書(2017年〇〇月〇〇日提出)</p>
--

② 指定商品又は指定役務の一部についての証明書类等の提出の省略について

41. 100. 03

1 区分内において23以上の類似群にわたる商品又は役務が指定されている場合であって、一部の指定商品又は指定役務についての業務が同一出願人が先にした他の出願において証明されているときは、当該指定商品又は指定役務についての証明書類の提出を省略することができるが、業務の証明がなされていない他の指定商品又は指定役務については、それらの商品又は役務の類似群の合計が22以下であっても、類似群ごとに業務の証明を要する。

類似の関係にない複数の小売等役務を指定した場合も同様に取り扱うものとし、業務の証明がなされていない小売等役務については、類似群ごとに業務の証明を要する。

(5) 出願人以外の者の業務が「自己の業務」として認められるか否かの判断について

審査便覧41.100.05「出願人の支配下にあると実質的に認められる者等の業務に係る商品又は役務を指定商品又は指定役務とする商標登録出願の取扱い」参照。

3. 商標の使用又は使用の意思の確認をするための書類の提出に代わる手続き

商標の使用又は使用意思に関する証明書類等の提出に代えて、商標の使用に疑義があるとされた指定商品又は指定役務の一部を削除する補正により、「合理的疑義がある場合」に該当しないこととなったときは、商第3条第1項柱書の要件を満たすものとして取り扱う。(以下の例を参照。)

<例1>

1 区分内において、23以上の類似群にわたる商品又は役務を指定しているため、商第3条第1項柱書の要件を満たさない旨の拒絶理由の通知を受けたときに、商品又は役務の一部を削除する手続補正書の提出により、指定商品又は指定役務に係る類似群の合計が22以下となったとき

<例2>

第35類において、複数の特定小売等役務を指定しているため、商第3条第1項柱書の要件を満たさない旨の拒絶理由の通知を受けたときに、役務の一部を削除する手続補正書の提出により、特定小売等役務を1つにしたとき

指定商品（指定役務）の一部について商標の使用を開始する意思を明記する場合

(別紙1)

商標の使用を開始する意思

現在当社は、本願指定商品（指定役務）に係る業務を行っていないが、指定商品、第〇〇類「〇〇」の生産、譲渡（指定役務、第〇〇類「〇〇」の提供）の事業予定があり、平成〇〇年〇〇月頃から商標の使用の開始をする予定である。

以上のとおり相違ありません。

平成 年 月 日

(出願人)

住所

名称

事業担当責任者 (印)

指定商品（指定役務）の全部又は一区分全部について商標の使用を開始する意思を明記する場合

(別紙2)

商標の使用を開始する意思

現在当社は、本願指定商品（指定役務）に係る業務を行っていないが、第〇〇類の指定商品の生産、譲渡（第〇〇類の指定役務の提供）の事業予定があり、平成〇〇年〇〇月頃から商標の使用の開始をする予定である。

以上のとおり相違ありません。

平成 年 月 日

(出願人)

住所

名称

事業担当責任者 (印)

事業予定			
〔予定〕			
平成	年	月	工場（店舗）の建設（着工・借用）等の予定
平成	年	月	生産（販売）開始予定
（出願人）			平成 年 月 日
住所			
名称			
事業担当責任者			

4. 出願人の過去の出願件数等から商標の使用及び使用の意思があることに合理的疑義がある場合

上記1.（1）又は（2）に該当しない場合であっても、以下の（ア）及び（イ）の要件に合致するときは、商標を自己の業務に係る商品又は役務について使用する蓋然性が極めて低く、商標の使用及び使用の意思があるかについて合理的疑義があるものとして、商第3条1項柱書に違反すると判断する。なお、当該要件に合致する場合は、商標の使用の意思に関する証明書を提出してきた場合においても、出願人の業務に係る商品・役務について使用するものではないことが明らかであるため、合理的疑義が解消しないものとして扱う。

- （ア）出願人の過去の出願件数から、一出願人が自己の業務に係る商品又は役務について使用する商標としては、到底想定し得ない多数の出願を行っている（概ね年間1000件以上）。
- （イ）ウェブサイト、報道等から商標の使用及び使用の意思があることが確認できない（例：出願人のウェブサイトによれば、出願人は、もっぱら商標の売買や使用許諾を行っている事実が認められる等）。

5. 適用開始日

本取扱いは公表の日から適用する（経過措置なし）。

本運用の導入及び改訂の経緯

(1) 小売等役務について

小売等役務制度の導入に関する法改正（平成18年改正 法律第55号）に関して、産業構造審議会知的財産政策部会の報告書「商標制度の在り方について」（平成18年2月公表）において、次のように不使用商標についての懸念が指摘された。

「商標法では出願に係る商品又は役務の区分ごとに出願手数料、商標権の登録料を納付することとなっており、国際的な商品・役務の区分を定めるニース協定において、小売業等の役務は第35類に分類されている。このため、同協定に従うと、一区分（第35類）の料金で複数の小売業等に係る役務を記載することが可能であり、出願人が使用の意思のない役務を多数指定した場合には、これらの指定役務と混同を生じるおそれのある商品について網羅的に他人の登録を排除することも可能となることが懸念される。」

そして「小売業等に係る役務商標出願については、商第3条第1項柱書の規定の運用を強化し、その使用の意思又は使用実態の確認を行うことが適切であると考えられる。」とされた。

このため、商標審査便覧において、小売等役務の商標登録出願についての商第3条第1項柱書の適用を定め、平成19年4月1日以降の出願から適用されている。

(2) 商品・役務の全般について

商品又は小売等役務以外の役務については、小売等役務のように一区分（第35類）の料金で横断的にあらゆる商品に関する小売等役務を指定し得るわけではなく、多くの商品又は役務を指定すれば、区分に応じて料金的な負担も増大することから、多数の商品又は役務を横断的に指定するとの懸念は小売等役務の場合とは異なる。また、商品又は小売等役務以外の役務については、必ずしも各事業者の業態に応じて類似群を定めているとはいえない点でも、小売等役務とは異なる。

しかし、商品又は小売等役務以外の役務についても、区分数が同じで料金が同額となる場合は、料金負担の増大がないために、1区分で指定可能な商品又は役務を広い範囲にわたり指定するおそれがあり、この点では、小売等役務の場合と同様に不使用商標の原因となり得る。

前述の産業構造審議会知的財産政策部会の報告書において、「商品や小売業以外の役務を指定する商標登録出願についても、取引の実情や出願実態等を踏まえ、商第3条第1項柱書の運用の在り方について検討を行うことが適

切であると考えられる。」とされている。

このため、商標審査基準において、1区分内での商品又は役務の指定が広い範囲に及んでいる場合に商標の使用又は使用の意思を確認することとし、審査の統一性を確保する観点から、その一応の目安として、1区分内において8以上の類似群にわたる商品又は役務を指定する場合として運用を開始した。この目安は、小売等役務における取扱商品の類似群の数とのバランスを考慮したものであった。

しかしながら、本運用については、平成19年の運用開始から10年超が経過し、ユーザーからは、類似群の数え方が煩雑でわかりにくい、商品・役務によって付与されている類似群数に差があり不公平感がある、また、ハウスマークのように広範囲の商品又は役務を指定したい場合もある等の意見が出ていたところ、本運用について以下のとおり見直しを行ったものである。

類似群の数え方については、付与されている類似群数を単純に数えることとした。例えば、従来は1個としてカウントを行っている複数類似群が付与されている商品・役務については、付与されている類似群をすべて数えることとした。

これに伴い、1区分内での商品又は役務の指定が広い範囲に及んでいると判断する場合の目安として、1区分内において23以上の類似群にわたる商品又は役務を指定する場合とした。この目安は、商品・役務によって付与されている類似群数に差があることに起因する不公平感の是正、類似商品・役務審査基準において一商品（役務）に付与される最大類似群数（22個）の考慮、及び数え方の変更により、1区分内において指定可能な商品・役務数が、従前²より少なくならないよう配慮したものである。

また、従来、提出の省略が認められていなかった、商標の使用の意思を明記した文書については、同一出願人が先にした他の出願において、当該文書を提出している場合にも、使用の蓋然性が認められるとして提出を省略することができることとした。

（注）以下をクリックすると、商標審査基準をご覧になれます。

○「[第3条第1項柱書](#)」の審査基準

² 従前の運用においては、1区分内での商品又は役務の指定が広い範囲に及んでいると判断する場合の目安として、原則として、1区分内において、8以上の類似群コードにわたる商品又は役務を指定している場合を対象としていた。ただし、①一の商品又は役務で多数の類似群が付与されている商品又は役務であって、他に適当な表示が認められない場合には、その商品又は役務の類似群が2以上であっても、1の類似群として取り扱う、②包括概念表示の商品又は役務に2以上の類似群が付与されている商品又は役務であっても、1の類似群として取り扱う、というように数え方が複雑になっていた。